第422回埼玉県内水面漁場管理委員会

議 事 録

開催場所	埼玉会館 3 B 会議室		担当書記	岡部 貴	读文
会議日数	自 令和6年 至 令和6年		1日間		
出席者数	委員定数13名中出席者9名				
	岡本 信明	坂本	均 松	本 泉	新井 博
出席委員	大久保香里	田中深貴	:男 大	図 早孝	矢野 雅
	古谷 愛子				
欠席委員	島田 敬万	田中喜久	雄 岡	田信義	米田 和夫
八加安貝					
県出席者	農林部副部長	竹詰 一	生産	証 振興課長	今西 典子
	担当副課長	九十九 利	中彦 担当	主幹	甲賀 真人
	担当主任	岡部 貴文	ζ		
	水産研究所所長	青木 伯生	三 専門	研究員	大力 圭太郎
	主任専門員	梅沢 一引	と 主任	-	山田 建
	技師	鈴木 裕貴	1		
事務局	生産振興課長	今西 典子	上 副調	長	九十九 和彦
署名委員	会 長				
	委員				

会議に付した議案並びに審議結果

審議

議案番号	件名	結 果
1	コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について	承認
2	外来魚の再放流禁止に係る委員会指示について	承認

協議

議案番号	件名	結 果
	埼玉中央漁業協同組合の遊漁規則の変更について(事前協議)	_

報告

報告番号	件名	結 果
	ワカサギの発眼卵放流について	_

発言	計 者	発 言 内 容
司	会	第422回埼玉県内水面漁場管理委員会を開催します。 本日は13名中9名の委員に御出席をいただいております。総数13名の過 半数を満たしていることから委員会事務規程第6条の規定により本委員 会は成立することを御報告いたします。 開会に当たり、会長から御挨拶をお願いします。
会	長	第 422 回内水面漁場管理委員会の開催にあたり一言ごあいさつ申し上げます。 委員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙中のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。公務御多忙の中、農林部の竹詰副部長にも御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。新年、最初の委員会になりますが、今回も活発な御意見により充実した委員会ができますよう、御協力お願いします。 さて、来月の1日には、釣り人が待ちに待った渓流魚釣りが解禁となり、新たな釣りシーズンが始まります。今年は、雨が少ないせいか、川の水位が下がっているようです。渓流魚釣りも非常に人気のある釣りですので、天候に恵まれ、多くの方が釣りを楽しめることを期待しています。また、本年1月1日に新しい漁業権に切り替わっております。新しい免許とルールの中で、今まで以上に多くの釣り人で漁場が賑わうことを期待します。 本委員会でも重ねて協議を行ってまいりましたが、この新しい漁業権について、釣り人の理解が進みますよう、関係者の方々にはご尽力を賜りますようお願い申し上げます。 最後になりますが、御参会の皆様方の御健勝を心から祈念申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。
司	会	ありがとうございました。 続きまして、農林部副部長より挨拶を申し上げます。
農林區	川部長	第 422 回埼玉県内水面漁場管理委員会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 岡本会長を始め、委員の皆様方におかれましては、常日頃から本県水産 行政の推進に御協力を賜りまして、心より感謝を申し上げます。 令和6年になってから、初めての委員会でございます。本年も、委員の

皆様方には大所高所からの御意見、御提言を賜りますよう、心よりお願い 申し上げます。

さて、県では各漁業協同組合に対し、令和6年1月1日付けで新たな漁業権を免許しました。委員の皆様におかれましては、公聴会の開催や答申の取りまとめに御尽力いただきまして、誠にありがとうございました。おかげさまをもちまして円滑に事務を進めることができました。

県といたしましても、新たな漁業権が漁業協同組合と釣り人の双方にとってより良いものになるよう努めて参りますので、今後とも本県水産業の振興に御協力を賜りますようお願いいたします。

さて、本日の議題ですが、審議事項は、河川でのコイヘルペス病のまん 延防止を図る委員会指示及び外来魚の再放流禁止に係る委員会指示の延 長の2件でございます。

協議事項は、埼玉中央漁業協同組合の遊漁券のオンライン販売に関する 遊漁規則の変更の協議でございます。

また、報告事項では、ワカサギの増殖手法について、水産研究所から、 新たな知見を御報告させていただきます。

今、県内各地で陸上養殖が行われて注目を浴びているところです。こう した事業者からの問い合わせ等に対応するために水産研究所では、ワカサ ギの増殖試験に取り組んで参りますので、忌憚のない御意見をお願いいた します。

最後になりますが、皆様方の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、 私の挨拶とさせていただきます。

司 会

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、慣例により会長に議長をお願いします。

議長

それでは、これより会議を開始します。本日は、会議の傍聴人はいません。

はじめに、議事録署名人を指名します。委員会事務規程第11条で会長が 指名することになっていますので、新井委員と大図委員を指名します。書 記は事務局にお願いします。

なお、発言された内容は議事録に記載され、県ホームページで公開となりますので御了承願います。

次第に基づき、審議事項第1号議案の「コイヘルペスウイルス病まん延 防止に係る委員会指示について」、事務局から説明してください。

事 務 局

第1号議案について説明させていただきます。

議案の内容は、コイヘルペスウイルス病まん延防止のために、平成 16 年 5 月から、現在まで延長されている委員会指示の期間を 1 年間延長しようとするものです。

まず、背景を説明させていただきます。

コイヘルペスウイルスは、平成10年にイスラエルで発生して以来、各国で被害をもたらし、日本では平成15年に霞ヶ浦で初めて発生が確認され、その後各地で散発しております。どのようなルートで日本に持ち込まれたかは不明です。

マゴイやニシキゴイといったコイ特有の病気で、発病するとへい死率は90%を超えると言われておりますが、治療法はありません。尚、人への感染は確認されていません。

全国各地で散発的に発生しており、埼玉県でも霞ヶ浦で発生したのと同 じ平成15年に発生しました。

内水面漁業の振興に関する法律により、国及び地方公共団体はコイヘルペスウイルス病等の伝染性疾病の予防及びまん延防止を図るため、移動の制限その他必要な措置を講ずるよう努めるものとされているため、4県の対応として、埼玉県では平成16年5月から埼玉県内水面漁場管理委員会指示により、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るとして、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みを禁止するとともに、水産研究所が河川パトロールと、疑わしい場合はウイルス検査を行い、早期発見を図っているところです。

全国における発生状況は、平成 16 年をピークに減少してはいますが、 毎年発生しているような状況でございます。令和4年の全国の発生状況 は、秋田県など6都県において、合計13 件発生しています。

埼玉県では、平成15年から現在まで合計40件発生しております。 内訳は河川など天然水域での発生が19件、公園や個人宅の池で20件、 養魚場での発生が1件となっております。

平成24年からしばらく発生がありませんでしたが、平成31年に2件、令和3年は1件の発生がありました。県内では河川でのコイヘルペスウイルス病の発生は平成24年の東川での発生以降、見られておりません。

続きましてコイの放流再開に向けた取組について水産研究所から説明 させていただきます。

水産研究所

水産研究所が行っているコイの再放流に向けた取組を説明させていただきます。

現在も委員会指示によってコイの放流は禁止されていますが、コイは重要な漁業権魚種であるため、河川漁業者や遊漁者からはその資源量回復に向けて、放流を望む要望が寄せられています。そのため水産研究所では平成25年からコイヘルペスウイルス病に対応したコイ放流手法の開発の試験を行っております。

試験実施にあたっては、農林水産省水産安全室及び日本水産資源保護協会等に事前説明を行い、了解を得た上で実施しております。

試験は平成25年度から毎年行っています。県内のコイヘルペスウイルス病の汚染水域において、水産研究所内で生産したウイルスフリーのコイを、生簀飼育または標識放流を実施して、コイヘルペスウイルス病による大量死がないかモニタリングしている試験です。平成25年度から30年度は生簀飼育試験のみを行っており、令和元年からは生簀飼育試験を行って大量死が起きなかった地点で標識放流試験を行い、標識放流試験を行って問題なかった場合に放流試験というステップで進めております。今年度は熊谷市の福川において、生簀試験、権現堂調節地において標識放流試験、東松山市の三日月池において、放流試験を行っており、いずれにおいてもコイヘルペスウイルス病による大量死は起こっておりません。

放流試験の全国会議として、平成30年度から(国研)水産技術研究所でコイ放流試験技術連絡協議会を開催しており、埼玉県も参加しております。協議会では、コイヘルペスウイルス病既発生水域におけるコイの放流試験について、各県の情報共有や試験成果の発表、それについての御助言をいただきながら、試験を進めているところです。

今後の計画は、現在までにでた試験結果を元に、漁業協同組合と協議しながら、放流量を増やした試験を実施していけたらと考えております。

事 務 局

水産研究所の説明を参考にしていただきながら、今後の委員会指示の内容について御検討をお願いします。

当委員会では、平成 16 年から毎年「公共用水面における生きたままの コイの持ち出し及びコイの持ち込みを禁止」する委員会指示を行っていま す。

コイヘルペスウイルス病の既発生水域の河川では 現在もコイヘルペスウイルス病のウイルスが存在している可能性が高く、国は河川からのウイルスを除くことは困難との見解を示しています。このため、現在のコイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会指示を継続する必要があると考えております。

指示の内容は、「コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県

	,
	内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が 承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及び持込みをしてはならない」としております。指示の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。 御承認をいただきましたら、この内容で告示をしたいと考えております。御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。依然としてウイルスが水域で生きていて感染すると抗体が上がっていると報告があります。まん延防止に係る委員会指示としては従来どおりですが、埼玉県としては10年ほど前から業界の要望があって、コイの増殖のためウイルスフリーの種苗を放流して資源量を増やして、釣り人に貢献し内水面の活性化できないかと、試験を重ねてきました。最初は生簀に放流し、それから標識放流を行って、放流試験を行って、モニタリンングを10年間やってきました。そしていよいよ大規模な実用化試験を行う段階にきたということです。県民に対しては、委員会指示としてコイの持ち出し持込みの禁止を審議しますが、試験が着実に進み、段階を経ていよいよ大規模な実用化試験の段階となりました。このまま試験を継続して、コイの持ち込みができるようになることを、会長として期待したいところです。ただいまの説明について、御質問がありましたらお願いします。
委員	実用規模の試験をやるとすると、もしコイヘルペスウイルス病が発生した時に、魚の始末や回収はどうするのかなど、河川管理者と協議しながら進める必要があると思います。放流したために病気が出て大量死が起きた場合、どういう対応をするのか、慎重に進めていただきたいです。もう一点、全国の会議、コイ放流試験技術連絡協議会ではどんな内容と方向でやっているのか教えていただきたいです。
水産研究所	全国会議の内容は大きく2つに分かれておりまして、1つは各県がコイ 放流の現状について話すものと、参加した県が放流に向けて実施した試験 について話し合う場があります。 令和5年度は国の水産技術研究所から KHV に関する国の研究成果報告 がありました。
議長	他に御質問はありますか。

~			,,
委		員	指示の内容に「埼玉県が疾病検査を行う場合を除き」とありますが、疾 病検査に放流試験が含まれているのでしょうか。
事	務	局	この場合の疾病検査とは、河川で起きる KHV 病に対してのみの検査と 考えております。それ以外の放流試験については、別で切り分けておりま す。
議		長	それでは、コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示は継続ということでよろしいでしょうか。では、お認めいただいたということで、第1号議案を承認します。事務局の方で手続きをお願いします。続きまして、審議事項第2号議案の「外来魚の再放流禁止に係る委員会指示について」、事務局から説明をお願いします。
事	務	局	第2号議案について説明させていただきます。 現在委員会では、在来魚に及ぼす影響や生息域の拡大等が懸念されるため、オオクチバスなど4魚種の外来魚について、再放流を禁止する委員会指示を出しています。 外来魚の再放流禁止を決議した平成28年2月の第396回委員会において、ブラックバスの釣り人などの業界への影響が大きいという意見があったことから「外来魚対策について、引き続き検討を行う」という付帯決議がなされました。 その附帯議決に基づき、第397回委員会、第398回委員会及び第401回委員会で討議を続け、平成30年2月の第402回委員会から再放流禁止の委員会指示の継続の決議がされております。 また、審議の過程において、「外来魚の再放流禁止に一部除外水域を認めること」については、「除外水域から外来魚の逸出が完全に起こらないという条件が整うまでは、県全域で禁止を継続する」及び「逸出が起こらない条件を備えた水域があるなど具体案が出た際に再検討をする」ということが確認されました。 第408回委員会以降、条件を満たすような具体案が出ていないことから、現在出されている委員会指示を継続しております。 御審議に先立ち、外来魚対策に関する事項について、情報提供をさせていただきます。 これまでの外来魚の再放流禁止に係る委員会指示の経緯でございます。 平成12年にコクチバスが県内で初めて確認されました。 コクチバスはオオクチバスに比べ、低い水温や、河川などの流れの強い

所でも生息できるため、アユやヤマメなど水産資源の重要な魚種に大きな 影響を及ぼす危険性があります。

このため、平成12年10月10日に荒川、入間川、越辺川の3河川を対象に再放流及び生体の持ち出し禁止の委員会指示を行いました。

翌年には入間川上流の有間川でも確認されたことから、有間川を追加 しております。更に平成14年には群馬県境の神流川でも確認されたこと から神流川を追加しました。

その後は2年ごとに委員会指示を継続してきましたが、平成23年の水産研究所の調査から、チャネルキャットフィッシュの生息域が拡大傾向にあるため、平成23年4月1日にチャネルキャットフィッシュを追加するとともに、対象区域を県内の公共用水面に拡大しております。

なお、この間、平成17年6月1日に外来生物法が施行され、特定外来 生物の飼養、運搬、野外への放流が禁止されました。

平成 26 年には、外来魚駆除事業によりオオクチバス及びブルーギルが相当量採捕され、在来魚への影響が懸念されることなどから、これら 2 魚種を再放流禁止の対象魚種として追加しました。

平成26年以降は、コクチバス、チャネルキャットフィッシュ、オオクチバス、ブルーギルの4魚種の県内公共用水面における再放流禁止における委員会指示を継続しています。

平成11年度から令和5年度までの外来魚駆除実績としては、およそ25年間で69,487尾の外来魚が採捕されています。このように、外来魚は相当量採捕されており、在来魚に及ぼす影響が大きいと判断できます。

全国での外来魚の再放流禁止に係る委員会指示状況を掲載しました。現在は、本県を含め13の県で外来魚放流禁止に係る委員会指示が発出されています。そのうち、群馬県を除くすべての県でオオクチバス、コクチバス及びブルーギルが再放流禁止の対象となっています。

現行の委員会指示は、令和6年3月31日までとなっておりますが、オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等の外来魚は、依然として県内の広域で生息が確認され、生息域の拡大や、個体数の増加の恐れがあり、在来魚への影響が懸念されるところです。

指示内容につきましては、現行と同様の「オオクチバス、コクチバス、 ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュを採捕した者は、採捕した河 川湖沼及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公 的機関が試験研究に供する場合であって当委員会が承認した場合は、この

T		
		限りでない。」というものです。指示期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までです。また、対象区域は、「県内の公共用水面」で現行の指示内容と同じです。 説明は以上になります。御審議の程よろしくお願いします。
議	長	ただいまの説明について、御意見、御質問はありますか。 外来魚は捕まえても再放流はだめと、資源量をコントロールしていく作 戦で全国規模でやっていて継続しているところです。
委	員	長野県の野尻湖では再放流禁止が解除されておりますが、ここだけ特異 な感じがしますが、なぜ解除になっているのでしょうか。
事務	局	野尻湖はもともとオオクチバスの釣りが盛んで、釣り宿や観光産業として釣りが大きなウエイトを占めていたことや、野尻湖漁業協同組合や市町村が県に対して解除してほしいと強く要望したこと、野尻湖の流出河川が少ないため外来魚の逸出が制御できることから、長野県は解除したというところです。 その前に山中湖、芦ノ湖、河口湖等でブラックバスは漁業権魚種になっております。これは外来生物法ができる前に生業で漁業を行っている場合は条件付きで許可するとして、その許可の条件の中に流入河川、流出河川に三重の網をかけて逸出を防止すれば、外来生物法の特例に認めるという条件がありました。それと同じ条件を野尻湖にかけて、それが確実に履行できると確認されたので、長野県は野尻湖だけ解除したということです。
議	長	それでは本議案についてはよろしいでしょうか。それではお認めいただいたということで、承認といたします。 続きまして、協議事項の「埼玉中央漁業協同組合の遊漁規則の変更について(事前協議)」、事務局から説明してください。
事務	局	埼玉中央漁協から知事宛に埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則について 変更の協議書が提出されました。この度の協議事項はこれをもって提案させていただいております。 変更内容は、オンラインシステムで遊漁券を販売できるようにするために遊漁規則を変更するものとなっています。 変更理由は、中央漁協の遊漁券は、組合事務所の他12ケ所余りの釣具店などで事前購入するほか、漁場監視員から現場で購入することとなって

います。中央漁協の漁場は寄居町から熊谷市までの荒川中流域、深谷から 熊谷・行田地区の農業用水路及び群馬県境の利根川と範囲が広く、遊漁者 からは販売所が分かりにくい、販売所が釣りをするポイントから遠い、釣 れやすい早朝に販売所が開いていないのでどうにかしてほしいといった 要望が寄せられています。 しかし、遊漁券の販売は、地元釣具店の廃業や監視員が高齢化する中、 組合として充分な対策が取れず苦慮していると伺っています。 一方、スマートフォンなど電子機器の普及により、釣り場の情報を事前 に調べ、リアルタイムで情報を得ながら釣りをする釣り人が増えていま す。また、インターネットによるサービスや商品販売などの決済も普通に 行われています。 そのような時代の変化に対応し、遊漁者の利便性及び遊漁料の確保に よる組合経営の安定化を目的に、インターネット端末による販売ができる よう遊漁規則の変更を行うことが変更の理由です。 なお、現在の遊漁規則は漁業権免許切換えに伴い1月1日から施行さ れております。昨年の9月に行った中央漁協の臨時総会までに組合員の意 見集約ができずオンラインシステムの導入について1月1日施行の遊漁 規則に盛り込めませんでした。 その後、検討を続けた結果、組合内において、オンラインシステムの導 入の趣旨が理解されたため、遊漁規則の変更を行うための事前協議書が提 出されたところです。 遊漁規則の変更点は、各条項にオンラインシステムの文言を加えたも ので、これによって遊漁券のインターネット販売を可能にできるものとな っています。説明は以上です。 長 ただいまの埼玉中央漁協の遊漁規則の変更の説明について、御意見、御 議 質問がありましたらお願いします。 委 員 入間漁協では、昨年からオンラインの遊漁券の販売を始め、すでに相当 数利用者がおります。やはり遊漁者の利便性を図るためにもこういったシ ステムを導入すべきだと思います。 議 私は学校関係者ですが、やはり若い人たちはオンラインに慣れています 長 ので、若い人たちを取り込むには必須となっています。 委 2点ほど質問です。 員 まず1点目は、本年1月1日に漁業権免許の更新を受理していただいた ところですが、昨年9月の組合の臨時総会に間に合わなかったから、漁業権免許の更新とは別に、今回こういった遊漁規則の変更のお話をしているものと思います。しかし、1年も前から、県と調整をしていて、臨時総会前に遊漁規則の変更の話は当然出ていたものと思います。漁連の会長をやっていて各漁協の統括をしている立場上、免許更新後すぐに変更届が出てしまうというのはいかがなものかという考えです。内容に落ち度があってもすぐに変更できるという見方をされても困ると思います。県の考えもお聞きしたいところです。

2点目、オンラインシステムの導入についてですが、過去に入間漁協が 導入した際に、釣り券を買った方が対象範囲を理解してないことが多くあ りました。券を持っていれば埼玉県内どこでも釣りが出来ると思っている 方がけっこう多いんですね。私が確認しているだけでも5件、入間の電子 遊漁券を持った方が秩父管内で釣りをしていて、漁場監視員もよくわから ずに秩父漁協で電子遊漁券を導入したと勘違いしてしまうケースがあり ました。

遊漁券を購入する側がきちんと理解できるようなオンラインシステム を導入していただきたいと思います。県の今後の考えをお聞きします。

事 務 局

1点目の質問ですが、遊漁規則は、組合員以外の者の魚の採捕について制限をかけるもので、一般の県民に広く制限をかける内容であるため、相当慎重に定める必要があります。漁業協同組合から変更の申請があった場合は、1年以上かけて現場の調査や、組合や釣り人の意見を聞いた上で、事前協議をいただき、組合の総会にかけて、変更の申請を上げるという手続きを踏んでいます。

今回、漁業権免許、遊漁規則の変更に向けて、2年近く漁業協同組合と 打合せや調査を行ってきて、その下地があったということと、釣り人の便 宜を図り、漁協の経営安定を図るということで、本来なら1、2年調査す るところを、必要と判断して、委員会への事前協議を出した次第です。

2点目ですが、秩父漁協や入間漁協に限らず、第5種共同漁業権や遊漁 規則の制度そのものがまだ釣り人に理解されていないのではないかと思 います。

県ではまず、漁業権免許が切換えになったので、ホームページを更新したところです。また、釣り人に規則の周知を図るために、遊漁に関するパンフレットを作成しているところです。漁協さん、漁連さん、日釣振さんに御協力いただいて、釣り人や一般の方にお配りするなどの周知の仕方を考えているところです。

委 1点目の方ですが、私が言いたかったのは、遊漁規則の変更については 員 いきなり出てくる話でもないと思いますので、免許の更新に間に合わせる スケジュールにはできなかったのかと気になったところです。 2点目については、秩父漁協では、秩父漁協の範囲を示したパンフレッ トを7千部印刷して、遊漁券を買っていただいた方にお渡しするようにし ています。パンフレットを見て範囲を理解していただけているので、近隣 の漁協の管轄に行かれることは少ないと思います。パンフレットを作るの にもお金がかかるので、県でも継続的にできることをお願いしたいと思い ます。 委 員 9月の臨時総会で意見が集約できなかったとのことですが、その後の総 会で決定したということですか。 総会でなく理事会で協議して、事前協議として委員会に諮らせていただ 事 務 いたところです。委員会の意見を中央漁協に返して、その後に総会で最終 決定して、遊漁規則の変更申請という段取りになります。事前協議につい ては、総会でなく理事会の判断だと考えております。 議 他はよろしいですか。今の協議内容を参考に事務を進めてください。 長 続きまして、報告事項の「ワカサギの発眼卵放流について」、水産研究 所から説明してください。 水産研究所 ふ化器を用いたワカサギの発眼卵放流について、報告いたします。 ワカサギ釣りの人気は非常に高く、多くの漁協からワカサギの釣り場拡 大や増殖を望む声を聞いております。 従来のワカサギ増殖の方法は、受精卵をシュロ枠や農業用の根巻布に付 着させて、それを漁場に下げて2~3週間ほど管理します。 この方法では、水カビが発生してふ化率が低下することや、他魚種によ る卵の食害があります。また、卵の付着作業は非常に時間も労力もかかる ので改善が望まれています。 近年では多くの漁場でふ化器が使われております。冷却器とヒーターで 水を一定の温度に保ち、1筒あたり500万粒が収容可能です。 こちらのふ化器を令和5年から埼玉県漁連が日本釣用品工業会の「LOVE BLUE 事業」を活用して導入しました。県内では入間漁協でも導入して運 用しております。 購入した受精卵をふ化器に収容して、水カビを抑制しながら、1、2週 間管理します。その後、箱生簀を漁場に設置して、その中に発眼卵を直接

入れて、数日から1週間程度管理します。ふ化したら、あとは自然に横か ら魚が抜けていく構造になっています。従来の方法からの改善点は、水カ ビの発生を抑制しながら、箱生簀は大きい魚が近づくことができないの で、他魚種の食害を防ぐことができます。また、従来の方法より作業負担 が軽減されます。このため、発眼卵を放流することで、ふ化率が向上し、 高い増殖効果が期待できます。

今年度行った作業は、輸送された受精卵の粘着性を除去するために、手 動の洗濯機の中にカオリン土を入れて、卵を入れて攪拌させます。10分 間攪拌させると粘着性が除去できるので、卵を洗浄し、250万粒ずつ2筒 のふ化器に収容しました。

受精卵から約1週間で発眼卵になりました。その間毎日パイセスという 水カビを防止する薬で薬浴を行いました。

発眼したら洗濯ネットに各漁協分の発眼卵を収容し、それぞれの漁場ま で搬送していただきました。

漁場に生簀を設置し、その中に搬送された発眼卵を放流し、生簀に蓋を してふ化を待ちます。令和5年は舘川ダム、浦山ダム、油井ケ島沼、間瀬 湖、名栗湖、大吉調節池で発眼卵放流を行いました。

次にふ化成績について比較しました。各放流方法を漁場ではなく実験室 で再現して、ふ化成績を比較しました。

結果は、ふ化器を活用した方法では発眼率は約4割、従来の方法でも約 4割ほどでした。発眼卵からのふ化率は、新しい方法は約8割、従来の方 法は約6割で2割程度の差がでました。受精卵からのふ化率は新しい放流 方法が高かったので、放流効果も高いのではないかと考えております。

以上から、新しい放流方法は、漁協のワカサギ増殖にかかる労力削減に 有効であり、さらに、従来の放流方法よりも増殖効果が高いことが考えら れます。報告は以上となります。

議 長 ありがとうございました。ただいまのワカサギの発眼卵放流の報告につ

水産研究所

いて、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

委 大吉調節池では初めてのワカサギの放流でしょうか。放流した後、ワカ 員 サギが釣れるようになったとの報告はありますか。

大吉調節池は元々ワカサギが釣れるところではなく、今回ワカサギの卵 を入れてみて、漁場として使えるようになるか試験的にやってみたところ です。放流後、12月頃に電気ショッカーボートを用いて、ワカサギがいる

T	
	か調査を行いましたが、ワカサギを見つけることができず、大吉調節池でも放流効果についてはわからない状況です。
委員	サケは卵が大きいので発眼すれば分かるのですが、ワカサギの場合どう 判断したらいいですか。実際に 65 万粒の発眼卵を県漁連からいただいて 放流しましたが、本当に小さくて発眼の状況が分からなかったです。
水産研究所	ワカサギ卵は卵径が1ミリくらいで、発眼を肉眼で見るのは難しいと思いますが、顕微鏡があれば見ることができます。 ふ化器に収容した時は、受精卵は黄色みが強く見えるのですが、発眼すると目が黒くなるので色が 濃く黒っぽく見えるのが特徴です。
委員	今年もまたぜひよろしくお願いします。フナは釣っても食べませんが、 ワカサギは食べられるので人気があります。
委員	黒くなっている層と黒くなっていない層を見るとかなり受精率が低いのではないかという感じがしますが、その辺は調べていますか。 もう1点、普通は発眼卵からのふ化率はもっと高くなると思います。生 簀の中での発眼卵の管理などもっと工夫できるかなと思いました。
水産研究所	受精率は、ふ化率計測用にシャーレに付着させて毎日観察も行っていたのですが、翌日に観察した時点で半数くらいが死卵となっていましたので、卵質が悪かったものと思います。 発眼卵からのふ化率は高くても8割前後でした。今年生簀でやったものと同じようになったので、卵質が上がればもっと改善できると考えております。
委員	届いた卵の受精率は、酢酸を含む固定液に入れると胚胎が白く浮かび上がるので、10%のホルマリンに酢酸を加えて固定させれば、その時の胚胎の状況が分かると思います。今後やってみてはどうかなと思います。
議長	今回の話は、方法や材料の話であって、この事業を通して、最終的に県 はどのような目標を掲げているのでしょうか。予算をいくらつぎ込んで、 何年かかって、最終的にどんな絵を描いているのか、今回そういった話が なかったように思います。
委員	この1月からワカサギの年券が1000円上がっていますが、ここ最近間 瀬湖のワカサギ釣りが少ないです。今年放流した卵で実際どのくらい魚が

_			1
			入ったのか気になっているところです。 今、諏訪湖でも琵琶湖でも山中湖でもワカサギがダメで、水産研究所が 頼りです。確かな予算でやっていただけるよう、期待していますのでよろ しくお願いします。
事	務	局	細かい話はまだできませんが、ワカサギについては現在予算要求しているところです。ワカサギは種苗が少ない状況にあり、放流について要望があることは県として認識しています。増殖する魚種であるということも大きいですが、釣り人がくることによって地域の活性化が図られ、他県の事例を見るとワカサギ釣りで数万人の釣り人を呼び込むことができると試算しております。 今回はこのような放流をやっていますが、効率的に県でワカサギの卵を採卵して放流する方法を研究していきたいと考えております。 事業の細かい内容は改めて御報告、御説明させていただきます。
議		長	最終的な目標を明確にすることが大事だと思います。明確化することで、課題や必要なものが見えてくるものです。県の本気度がどのくらいなのか聞きたいところです。
事	務	局	何を目標とするかは、予算要求の際にしっかり目標を立てさせていただきました。ワカサギの卵がなかなか手に入らなくなってきていて、県内の漁協へ渡す卵は水産研究所で全部提供するような方向性を考えております。また、ワカサギでそういった技術ができれば、ウナギやサバなど養殖漁業へチャレンジしているフロンティアがいるので、そういった人たちに対するアドバイスとなるなど、他の魚種にも使えるものになると思います。 将来的には海なし県だけど埼玉県が陸上養殖のメッカになるような、そんな絵を描いていますので、、まだ予算を発表できませんが、来年度の委員会でこういった試験研究を始めますという話はさせていただけたらと思います。
議		長	内水面に力を入れようとしているのが伝わりますので、楽しみにしています。他に質問はありますか。
委		員	昨年は釣り具業界にとって大変厳しい年で、その原因の一つが新しく釣りを始めた若い方が、コロナ禍が明けて他にできることが増えてきて、今までの趣味に戻ってきていることです。新しく初めてみたけれど、以外と

		ローカルルールが難しく、例えば釣り券を買うのに釣り具屋まで買いにいかないといけないとか、そういったことの積み重ねでせっかく始めたけどやめて離れてしまったという話を耳にします。今までのローカルルールも必要ですし、オンラインのみに絞れる体制でないので、現状にプラスしてオンラインを取り入れていただけたら、新しい方にも取り入れやすいと思います。今の状況はもったいないと思います。
議	長	今の若い人を見ると間違いなくオンラインは必須だと思います。今は過 渡期ですから、取り入れて変えていくことが大事だと思います。
委	員	最近、台風やゲリラ豪雨で大雨が降って河川が溢れたり、堤防が切れたりということがあります。県の河川部局では、堆積した河川で浚渫をやっています。浚渫する際には、魚が棲みやすい川にする工夫をしているものと思いますが、委員会でそういった事例を紹介していただけるとよいかと思います。
議	長	ただいまをもちまして、本日の議題は全て終了とさせていただきます。 議長の任を解かせていただきます。
事務	局	岡本会長ありがとうございました。 また委員の皆様方におかれましては慎重な御審議をいただきまして本 日は誠にありがとうございました。以上をもちまして、第 422 回内水面漁 場管理委員会を終了とさせていただきます。 なお、次回第 423 回委員会については 5 月を予定しております。引き続 きよろしくお願いいたします。